

3.15 産業振興部門

部門長 牛山智弘

【部門概要】

社会生活、経済活動の基盤となる情報通信分野において、新たな情報通信サービスを生み出す情報通信ベンチャー等の事業化促進、多様かつ新たな情報通信の利活用を可能とする情報通信インフラストラクチャーの充実・高度化、誰もが情報通信サービスを利用できる情報バリアフリー環境の推進、民間における基盤技術研究の促進等を通じて、産業の活性化、安心・安全で豊かな生活の実現に貢献し、利便性の高い情報通信サービスの国民生活・国民経済への浸透を支援するという観点に立って、情報通信分野の各種振興業務を効率的・効果的に実施し、次の取り組みを推進している。

(1) 情報通信ベンチャーの支援

情報通信分野における我が国の中長期的な産業競争力強化を図る政策的観点から、情報通信ベンチャーの起業努力、事業化を支援する。

① 情報通信ベンチャーに対する情報及び交流機会の提供

リアルな場でのイベント、また、Web『情報通信ベンチャー支援センター』

<<http://www.venture.nict.go.jp/>>により情報の提供や交流の機会の提供を図るとともに、事業化を促進するマッチングの機会を提供する。

② 情報通信ベンチャーへの出資及び債務保証

通信・放送事業分野に属する事業のうち、情報通信ベンチャーが行う新たなサービスを提供する事業または新技術を用いてサービスの提供の方法を改善する事業で総務省における事業計画の認定を受けた事業者に対し、テレコム・ベンチャー投資事業組合を通じた出資（上限2億円）や債務保証を行った。

なお、テレコム・ベンチャー投資事業組合を通じた出資については、平成24年12月末をもって終了した。

(2) 情報通信インフラ普及支援

世界最先端のICT国家を目指し、我が国における情報通信インフラを普及支援する。

① 電気通信基盤充実のための施設整備事業に対する助成

過去に助成を行った通信網の構築やCATV施設の整備を行う事業に対し、適切な利子助成を行う。

② 地域通信・放送開発事業の支援

大都市以外の地域において行われる電気通信の高度化に資する事業（CATVの高度化、地上デジタルテレビ放送の中継局整備等）に対して、銀行その他の金融機関が行う貸付けに対し、利子補給を行う。

③ 情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証

施設等整備事業者に対する金融機関からの事業資金の融資を支援するため、債務の保証を行う。

(3) 情報弱者への支援

高度な情報通信手段にアクセスできる者とそうでない情報弱者の間の情報格差を解消し、我が国社会全体としての均衡ある情報化の発展に寄与する。

① 字幕・手話・解説番組制作の促進

視聴覚障害者のための字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対し、助成を行う。

② 手話翻訳映像提供の促進

聴覚障害者のために放送番組に合成して表示される手話翻訳映像を制作し提供する事業者に対し、助成（助成対象経費の1/2を限度）を行う。

③ チャレンジド向け通信・放送役務提供及び開発の促進

身体障害のために通信・放送役務を利用するのに支障がある者に対する役務を提供し又は開発する者に対し、助成（助成対象経費の1/2を限度）を行う。

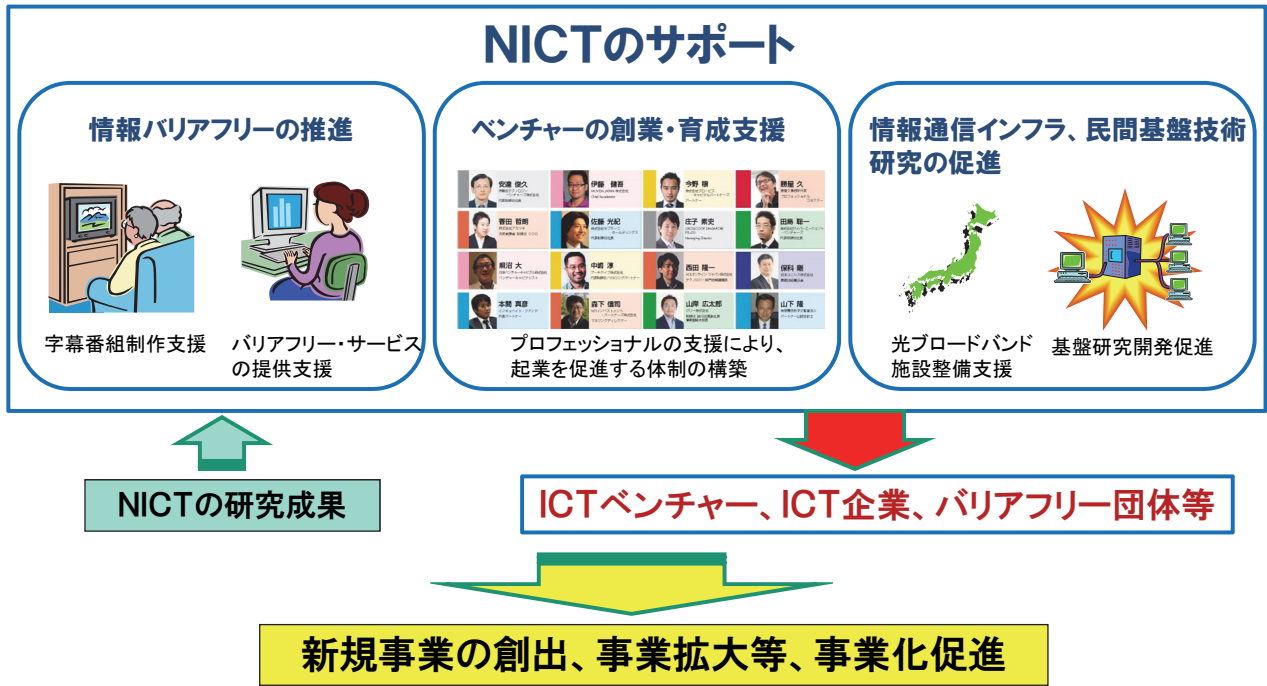
④ 情報バリアフリー関係情報の提供

Web『情報バリアフリーのための情報提供サイト』<<http://barrierfree.nict.go.jp/>>を通じて、高齢者

やチャレンジによる通信・放送役務利用の円滑化に資する情報を提供する。

(4) 民間における通信・放送基盤技術に関する研究の促進

- ① 基盤技術研究の成果に関する管理業務
委託により実施した民間における通信・放送分野の基盤技術に関する研究開発の成果について、受託者における事業化の促進などの管理業務を着実に実施する。
- ② 通信・放送承継業務
貸付金の適切な管理及び効率的な回収を行い、平成 24 年度末までの業務の完了に努める。



【主な記事】

平成 24 年度の成果については、各室の報告を参照されたい。